



No. 4 4

2026年2月3日発行

JR東労組 新幹線協議会

発行責任者 伊藤千恵藏

申6号「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する解明申し入れ(その2)の団体交渉を行いました！①

第1項 執務箇所の名称を明らかにすること

回答：新幹線本部においては、従前の箇所名を用いないものの、業務遂行上の必要により、対外的な呼称を検討しているところである。なお、必要な社員周知は行う考えである。

組合：提案時には「〇〇ベース」といった呼称で検討していると示された。前回の解明交渉で検討中の事だったが、今回もやはり検討中なのか？

会社：現在も引き続き検討中である。

組合：従前の箇所名を用いないと回答にあるが、理由はなにか

会社：「箇所」という単位が「部」単位になり、乗務員区所や車両センターといった職場のくくりが解消されるので、名称を変更することとした。

組合：現在の職場が執務箇所になる、職場自体はなくならないという認識で良いか？

会社：そのとおりである。職場が無くなるという想定は現時点ではない。

組合：12月に提案があり、2月までの議論というスケジュールになっているが、現時点においても検討中で回答が出せないというのは、スケジュール自体が妥当だったのか疑わざるを得ない。今後の交渉に影響する点は受け止めていただきたい。

会社：提案時点ですべて決まっていない場合もある。大きな施策であり、社員の関心も高いので今後も新幹線統括本部全体でしっかりと検討はしていく。なお、必要な社員周知は行っていく。

組合：職場では自分たちの職場の将来像の基本的な部分が見えてこない事に不安の声がある。

会社：職場にその様な声があることは否定しない。会社としても現場に足を運んで様々な声を集約しているところである。

第2項 業務内容変更について実施する目的と実施方法を明らかにすること

回答：新幹線本部における社員の働き方は、個別の勤務箇所に固定されるものではなく、部一体での運営において、社員は従前の箇所や枠を越え、より広いフィールドで活躍していくことから、発令の単位は部までとし、従前の箇所やユニットの発令は行わず、「業務内容変更」として取り扱うものである。なお、業務内容変更は就業規則等に則り取り扱うこととなる。

組合：誰が業務内容変更を指示するのか？

会社：上長が指示を行うということである。現行と変わらないと考えている。

組合：上長が指示を行うとのことだが、各執務箇所に配属されるのか？上長の配置について具体的に検討しているものがあれば教えていただきたい。

会社：現在明確にできるものはないが、業務に必要な職責の者を配置していく考えに変わりはない。箇所の枠組みが解消されるので現場長というものでもなくなっていくが、マネジメントを担う社員を配置するなど、必要な体制を敷くという考えは変わるものではない。(No.4 3に続く)